



青森県知事の権限に属する事務の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十九年十二月十九日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県条例第八十二号

青森県知事の権限に属する事務の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

青森県知事の権限に属する事務の事務処理の特例に関する条例（平成十一年十二月青森県条例第五十四号）の一部を次のように改正する。

目次中「第十四条」を「第十五条」に、「第十五条 第十七条」を「第十六条 第十八条」に、「第十八条 第四十五条」を「第十九条 第四十六条」に改める。

第四十五条を第四十六条とし、第四十二条から第四十四条までを一条ずつ繰り下げる。

第四十一条中「六戸町」の下に「五戸町」を加え、同条を第四十二条とし、第三十八条から第四十条までを一条ずつ繰り下げる。

第三十七条中「及び東通村」を「東通村及び風間浦村」に改め、同条を第三十八条とし、第三十六条を第三十七条とし、第三十五条を第三十六条とする。

第三十四条中「及び中泊町」を「中泊町、六戸町、風間浦村及び階上町」に、「市町」を「市町村」に改め、同条を第三十五条とする。

第三十三条中「及びおいらせ町」を「おいらせ町及び五戸町」に改め、同条を第三十四条とする。

第三十二条中「及びむつ市」を「むつ市、外ヶ浜町及び風間浦村」に、「市が」を「市町村が」に改め、同条を第三十三条とし、第三十一条を第三十二条とする。

第三十条中「又は藤崎町」を「藤崎町、大鰐町又は横浜町」に改め、同条を第三十一条とし、第二十九条を第三十条とする。

第二十八条第一項中「事務で」の下に「五所川原市」を、「平内町」の下に「蓬田村、大鰐町、田舎館村」を、「六戸町」の下に「東北町」を加え、同条第二項中「六戸町」の下に「五戸町」を加え、同条を第二十九条とし、第二十五条から第二十七条までを一条ずつ繰り下げる。

第二十四条第一項中「事務で」の下に「弘前市、八戸市」を、「五所川原市」の下に「十和田市」を、「むつ市」の下に「つがる市、平川市、平内町、今別町」を加え、「大鰐町、中泊町、六戸町、東北町、東通村及び五戸町」を「西目屋村、藤崎町、大鰐町、田舎館村、板柳町、鶴田町、中泊町、七戸町、六戸町、横浜町、東北町、おいらせ町、大間町、東通村、風間浦村、佐井村、五戸町、田子町及び階上町」に改め、同条第二項中「外ヶ浜町」を「八戸市、十和田市、むつ市、外ヶ浜町、西目屋村」に、「東通村及び五戸町」を「大間町、東通村、風間浦村、佐井村、五戸町、田子町及び階上町」に、「町村」を「市町村」に改め、同条第三項中「事務で」の下に「八戸市、十和田市、むつ市」を加え、「及び五戸町」を「風間浦村、佐井村、五戸町、田子町及び階上町」に、「町村」を「市町村」に改め、同条第四項中「事務で」の下に「八戸市、十和田市」を加え、「及び五戸町」を「風間浦村、佐井村、五戸町、田子町及び階上町」に改め、同条第五項中「むつ市」を「十和田市、むつ市」に、「及び五戸町」を「風間浦村、佐井村、五戸町、田子町及び階上町」に改め、同条第六項中「中泊町」を「八戸市、中泊町、風間浦村及び階上町」に、「同町」を「それぞれ当該市町村」に改め、同項第一号及び第二号中「同町」を「当該市町村」に改め、同条を第二十五条とし、第二十三条を第二十四条とする。

第二十二條中「平内町、藤崎町」を「八戸市、平内町、藤崎町、板柳町、六戸町、六ヶ所村」に、「町村」を「市町村」に改め、同条を第二十三条とし、第二十一条を第二十二條とする。

第二十条中「又は藤崎町」を、「藤崎町又は横浜町」に改め、第二十八号を第二十九号とし、第二十七号を第二十八号とし、第二十六号の次に次の一号を加える。

内閣府、財務省、

二十七 中小企業等協同組合法施行規則（平成十九年厚生労働省、農林水産省、令第一号）第四百四十三条第二項に規定する説明書類の縦覧の開始の

経済産業省、国土交通省

延期の承認に関すること。

第二十条を第二十一条とする。

第十九条中「三沢市」の下に「むつ市」を、「平内町」の下に「蓬田村、外ヶ浜町、深浦町、大鱈町」を、「東通村」の下に「風間浦村、佐井村、五戸町、田子町」を加え、同条を第二十条とし、第十八条を第十九条とする。

第三章中第十七条を第十八条とし、第十六条を第十七条とし、第十五条を第十六条とする。

第二章中第十四条を第十五条とし、第三条から第十三条までを一条ずつ繰り下げ、第二条を第三条とし、同条の前に次の一条を加える。

（地方自治法に基づく事務）

第二条 地方自治法に基づく事務のうち、次に掲げるものは、各市町村が処理することとする。

一 地方自治法第九条の五第一項の規定による新たに生じた土地の確認の届出の受理及び同条第二項の規定による告示に関すること。

二 地方自治法第二百六十条第一項の規定による町及び字の区域の新設及び廃止並びに町及び字の区域及び名称の変更の届出の受理並びに同条第二項の規定による告示に関すること。

附則

（施行期日）

1 この条例は、平成二十年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の青森県知事の権限に属する事務の事務処理の特例に関する条例(以下「改正後の条例」という。)(第二条、第二十条、第二十一条、第二十三条、第二十五条、第二十九条、第三十一条、第三十三条から第三十五条まで、第三十八条及び第四十二条に規定する事務に関して、この条例の施行の日前において知事がした処分その他の行為及び次項の規定により知事がした処分その他の行為は、同日以後において当該事務を管理し及び執行することとなる市町村の長がした処分その他の行為とみなす。

3 前項に規定する事務(改正後の条例第二条に規定する事務を除く。)(に関して、この条例の施行の際現に知事に対してなされている申請その他の行為については、なお従前の例による。

(青森県都市計画法施行条例の一部改正)

4 青森県都市計画法施行条例(平成十五年三月青森県条例第九号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項、第四条及び第五条中「及びおいらせ町」を「、おいらせ町及び五戸町」に改める。

職員の子育休等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十九年十二月十九日

青森県知事 三村 申吾

青森県条例第八十三号

職員の子育休等に関する条例の一部を改正する条例

職員の育児休業等に関する条例（平成四年三月青森県条例第五号）の一部を次のように改正する。

第一条中「第九条第三項」を「法第十二条及び第十九条第三項」に、「第六条の二、第七条並びに第九条第一項及び第二項」を「第七条、第八条、第十条第一項及び第二項（法第十一条第二項において準用する場合を含む。）、第十四条及び第十五条（これらの規定を法第十七条において準用する場合を含む。）、同条並びに第十九条第一項及び第二項」に改める。

第二条第六号中「ほか、」の下に「職員が」を、「子を」の下に「当該」を加える。

第三条第三号を次のように改める。

三 育児休業をしている職員が当該職員の負傷、疾病又は身体上若しくは精神上の障害により当該育児休業に係る子を養育することができない状態が相当期間にわたり継続することが見込まれることにより当該育児休業の承認が取り消された後、当該職員が当該子を養育することができる状態に回復したこと。

第三条中第四号を第五号とし、第三号の次に次の一号を加える。

四 育児休業（この号の規定に該当したことにより当該育児休業に係る子について既にしたものを除く。）の終了後、当該育児休業をした職員の配偶者（当該子の親であるものに限る。）が三月以上の期間にわたり当該子を育児休業その他の人事委員会規則で定める方法により養育したことが当該職員が、当該育児休業の請求の際両親が当該方法により当該子を養育するための計画について育児休業等計画書により任命権者に申し出た場合に限る。）。

第五条第一号中「育児休業に係る」を「職員が育児休業により養育している」に、「職員」を「当該職員」に改める。

第十一条を次のように改める。

（部分休業の承認の取消事由）

第十一条 第十四条の規定は、部分休業について準用する。

第十一条を第二十六条とする。

第十条の見出しを「(部分休業をしている職員の給与の取扱い)」に改め、同条中「職員の給与に関する条例」を「給与条例」に改め、同条を第二十五条とする。

第九条中「一日を通じて二時間(労働基準法(昭和二十二年法律第四十九号)第六十七条第一項の育児時間を承認されている職員については、二時間から当該育児時間を減じた時間)を超えない範囲内で、職員の託児の態様、通勤の状況等から必要とされる時間について」を削り、同条に次の一項を加える。

2 労働基準法(昭和二十二年法律第四十九号)第六十七条第一項の育児時間を承認されている職員に対する部分休業の承認については、一日につき二時間から当該育児時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。

第九条を第二十四条とする。

第八条中「第九条第一項」を「第十九条第一項」に改め、同条第三号中「部分休業をしよう」を「職員が部分休業により養育しよう」に改め、「部分休業により」を削り、「子を」の下に「当該」を加え、同号を同条第四号とし、同条中第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二 育児短時間勤務又は法第十七条の規定による短時間勤務をしている職員

第八条を第二十三条とし、同条の前に次の十三条を加える。

(育児短時間勤務をすることができない職員)

第十条 法第十条第一項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。

一 第二条第一号から第四号までに掲げる職員

二 育児短時間勤務をすることにより養育しようとする子について、配偶者が法その他の法律により育児休業をしている職員

三 前号に掲げる職員のほか、職員が育児短時間勤務をすることにより養育しようとする時間において、養育しようとする子を当該職員以外の当該子の親が養育することができる場合における当該職員

(育児短時間勤務の終了後一年以内に育児短時間勤務をすることができる特別の事情)

第十一条 法第十条第一項ただし書の条例で定める特別の事情は、次に掲げる事情とする。

一 育児短時間勤務をしている職員が産前の休業を始め、若しくは出産したことにより当該育児短時間勤務の承認が効力を失い、又は第十四条第二号に掲げる事由に該当したことにより当該育児短時間勤務の承認が取り消された後、当該産前の休業若しくは出産に係る子若しくは同号に規定する承認に係る子が死亡し、又は養子縁組等により職員と別居することとなったこと。

二 育児短時間勤務をしている職員が休職又は停職の処分を受けたことにより当該育児短時間勤務の承認が効力を失った後、当該休職又は停職の期間が終了したこと。

三 育児短時間勤務をしている職員が当該職員の負傷、疾病又は身体上若しくは精神上的の障害により当該育児短時間勤務に係る子を養育することができない状態が相当期間にわたり継続することが見込まれることにより当該育児短時間勤務の承認が取り消された後、当該職員が当該子を養育することができる状態に回復したこと。

四 育児短時間勤務の承認が、第十四条第三号に掲げる事由に該当したことにより取り消されたこと。

五 育児短時間勤務(この号の規定に該当したことにより当該育児短時間勤務に係る子について既にしたものを除く。)の終了後、当該育児短時間勤務をした職員の配偶者(当該子の親であるものに限る。)が三月以上の期間にわたり当該子を育児休業その他の人事委員会規則で定める方法により養育したこと(当該職員が、当該育児短時間勤務の請求の際両親が当該方法により当該子を養育するための計画について育児休業等計画書に



より任命権者に申し出た場合に限る。)

六 配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したことその他の育児短時間勤務の終了時に予測することができなかった事実が生じたことにより当該育児短時間勤務に係る子について育児短時間勤務をしなければその養育に著しい支障を生ずることとなったこと。

(法第十条第一項第五号の条例で定める勤務の形態)

第十二条 法第十条第一項第五号の条例で定める勤務の形態は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める勤務の形態(同項第一号から第四号までに掲げる勤務の形態を除く。)とする。

一 職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成七年七月青森県条例第十六号。以下「勤務時間条例」という。)(第四条第一項の規定の適用を受ける職員 次に掲げる勤務の形態(勤務日(勤務時間条例第五条に規定する勤務日をいう。)(が引き続き人事委員会規則で定める日数を超えず、かつ、一回の勤務が人事委員会規則で定める時間を超えないものに限る。)(

イ 四週間ごとの期間につき八日以上を週休日(勤務時間条例第三条第一項に規定する週休日をいう。以下同じ。)(とし、当該期間につき一週間当たりの勤務時間が二十時間、二十四時間又は二十五時間となるように勤務すること。

ロ 四週間を超えない期間につき一週間当たり一日以上の割合の日を週休日とし、当該期間につき一週間当たりの勤務時間が二十時間、二十四時間又は二十五時間となるように勤務すること。

二 勤務時間条例第八条第一項に規定する船員 五十二週間を超えない期間につき一週間当たり一日以上の割合の日を週休日とし、当該期間につき一週間当たりの勤務時間が二十時間、二十四時間又は二十五時間となるように勤務すること。

(育児短時間勤務の承認又は期間の延長の請求手続)

第十三条 育児短時間勤務の承認又は期間の延長の請求は、育児短時間勤務を始めようとする日又はその期間の末日の翌日の一月前までに行うものと

する。

(育児短時間勤務の承認の取消事由)

第十四条 法第十二条において準用する法第五条第二項の条例で定める事由は、次に掲げる事由とする。

一 職員が育児短時間勤務をすることにより養育している時間において、養育している子を当該職員以外の当該子の親が養育することができることとなったとき。

二 育児短時間勤務をしている職員について当該育児短時間勤務に係る子以外の子に係る育児短時間勤務を承認しようとするとき。

三 育児短時間勤務をしている職員について当該育児短時間勤務の内容と異なる内容の育児短時間勤務を承認しようとするとき。

(育児短時間勤務職員についての任期付研究員の採用等に関する条例の特例)

第十五条 育児短時間勤務をしている職員についての任期付研究員の採用等に関する条例(平成十三年十二月青森県条例第六十八号)の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第五条第三項	決定する	決定するものとし、その者の給料月額は、その者の受ける号給に応じた額に、職員の育児休業等に関する条例(平成四年三月青森県条例第五号)第十七条の規定により読み替えられた職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成七年七月青森県条例第十六号)第二条第一項ただし書の規定により定められたその者の勤務時間を同項本文に規定する勤務時間で除して得た数(次項において「算出率」という。)を乗じて得た額とする
第五条第四項	相当する額と	相当する額にそれぞれ算出率を乗じて得た額と
第七条第二項	については、月曜日から金曜日までの五日間	については、職員の育児休業等に関する条例第十七条の規定により読み替えられた勤務時間条例第三条第一項に規定する週休日以外の日

<p>勤務時間条例第三条第二項</p>	<p>同条第二項ただし書</p>
<p>八時間の</p>	<p>地方公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第百十号）第十条第三項の規定により承認を受けた同条第一項に規定する育児短時間勤務の内容に従った</p>

（育児短時間勤務職員についての任期付職員の採用等に関する条例の特例）

第十六条 育児短時間勤務をしている職員についての任期付職員の採用等に関する条例（平成十四年十二月青森県条例第八十八号）の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

<p>第四条第二項</p>	<p>決定する</p>	<p>決定するものとし、その者の給料月額は、その者の受ける号給に応じた額に、職員の育児休業等に関する条例（平成四年三月青森県条例第五号）第十七条の規定により読み替えられた職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成七年七月青森県条例第十六号）第二条第一項ただし書の規定により定められたその者の勤務時間を同項本文に規定する勤務時間で除して得た数（次項において「算出率」という。）を乗じて得た額とする</p>
<p>第四条第三項</p>	<p>相当する額と</p>	<p>相当する額にそれぞれ算出率を乗じて得た額と</p>

（育児短時間勤務職員についての勤務時間条例の特例）

第十七条 育児短時間勤務をしている職員についての勤務時間条例の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる勤務時間条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

<p>第二条第一項</p>	<p>とする</p>	<p>とする。ただし、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第百十号）第十</p>
---------------	------------	--

	再任用短時間勤務職員	<p>条第三項の規定により同条第一項に規定する育児短時間勤務（以下「育児短時間勤務」という。）の承認を受けた職員（以下「育児短時間勤務職員」という。）の一週間当たりの勤務時間は、当該承認を受けた育児短時間勤務の内容に従い、任命権者が定める</p> <p>育児短時間勤務職員</p>
<p>第三条第一項ただし書、 第三条第二項ただし書、 第四条第二項及び第十 二条第一項第一号</p>		
<p>第三条第一項ただし書</p>	<p>これらの日 ことができる</p>	<p>必要に応じ、当該育児短時間勤務の内容に従い、これらの日 ものとする</p>
<p>第三条第二項ただし書</p>	<p>範囲内で</p>	<p>範囲内で、当該育児短時間勤務の内容に従い、 ところにより、四週間ごとの期間につき八日の週休日</p>
<p>第四条第二項</p>	<p>ところにより、四週間ご との期間につき八日 八日以上）の週休日設 け、及び</p>	<p>四週間ごとの期間につき八日以上で当該育児短時間勤務の内容に従った週休日）を設け、 及び</p>
	<p>規定する勤務時間</p>	<p>規定する勤務時間（当該育児短時間勤務職員にあっては、当該育児短時間勤務の内容に 従った勤務時間）</p>
	<p>必要</p>	<p>必要（育児短時間勤務職員にあっては、当該育児短時間勤務の内容）</p>
<p>第八条第一項</p>	<p>割合で週休日</p>	<p>割合で週休日（育児短時間勤務職員にあっては、四週間を超えない期間につき一週間当 たり一日以上の割合で当該育児短時間勤務の内容に従った週休日）</p>
<p>とする</p>	<p>とする</p>	<p>とする。ただし、育児短時間勤務職員の一週間当たりの勤務時間は、当該育児短時間勤</p>

		務の内容に従い、任命権者が定める
第八条第二項	週休日	週休日（育児短時間勤務職員にあっては、同項の期間につき一週間当たり一日以上の割合で当該育児短時間勤務の内容に従った週休日）

（育児短時間勤務職員についての給与条例の特例）

第十八条 育児短時間勤務をしている職員についての給与条例の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる給与条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第三条第四項	とする	に、職員の育児休業等に関する条例（平成四年三月青森県条例第五号。以下「育児休業条例」という。）第十七条の規定により読み替えられた職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成七年七月青森県条例第十六号）第二条第一項ただし書の規定により定められたその者の勤務時間を同項本文に規定する勤務時間で除して得た数（以下「算出率」という。）を乗じて得た額とする
第四条第三項、第四項及び第六項	決定する	決定するものとし、その者の給料月額を、その者の受ける号給に応じた額に、算出率を乗じて得た額とする
第四条第十一項	とする	に、算出率を乗じて得た額とする
第十条第二項第二号	再任用短時間勤務職員	地方公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第一百十号）第十条第一項に規定する育児短時間勤務をしている職員（以下「育児短時間勤務職員」という。）
第十三条第一項	支給する	支給する。ただし、育児短時間勤務職員が、第一号に掲げる勤務で正規の勤務時間外にしたものうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計

			が八時間に達するまでの間の勤務にあつては、同条に規定する勤務一時間当たりの給与額に百分の百（その勤務が午後十時から翌日の午前五時までの間である場合は、百分の百二十五）を乗じて得た額とする
第十三条第三項	あらかじめ勤務時間条例		あらかじめ育児休業条例第十七条の規定により読み替えられた勤務時間条例
第十四条	（勤務時間条例）		（育児休業条例第十七条の規定により読み替えられた勤務時間条例）
第十九条第四項	給料		給料の月額を算出率で除して得た額
第十九条第五項及び第十九条の四第三項	給料の月額		給料の月額を算出率で除して得た額
第十九条第五項及び第十九条の五第五項	給料月額		給料月額を算出率で除して得た額
第十九条第六項及び第十九条の五第六項	人事委員会規則		育児短時間勤務職員の勤務時間を考慮して人事委員会規則

（育児短時間勤務職員についての退職手当条例の特例）

第十九条 退職手当条例第六条の四第一項及び第七条第四項の規定の適用については、育児短時間勤務をした期間は、退職手当条例第六条の四第一項に規定する現実に職務に従事することを要しない期間に該当するものとみなす。

2 育児短時間勤務をした期間についての退職手当条例第七条第四項の規定の適用については、同項中「その月数の二分の一に相当する月数」とあるのは、「その月数の三分の一に相当する月数」とする。

3 育児短時間勤務の期間中の退職手当条例の規定による退職手当の計算の基礎となる給料月額は、育児短時間勤務をしなかったと仮定した場合の勤

務時間により勤務したときに受けるべき給料月額とする。

(法第十七条の条例で定めるやむを得ない事情)

第二十条 法第十七条の条例で定めるやむを得ない事情は、過員を生ずることとする。

(育児短時間勤務の例による短時間勤務に係る職員への通知)

第二十一条 任命権者は、法第十七条の規定による短時間勤務をさせる場合又は当該短時間勤務が終了した場合には、職員に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

(育児短時間勤務の例による短時間勤務への準用)

第二十二条 第十五条から第十九条までの規定は、法第十七条の規定による短時間勤務について準用する。

第六条の前の見出しを削る。

第七条に見出しとして「(育児休業をした職員についての退職手当条例の特例)」を付し、同条第一項中「第六十二号」の下に。以下「退職手当条例」という。「を加え、「同条例」を「退職手当条例」に改め、同条第二項中「職員の退職手当に関する条例」を「退職手当条例」に改め、同条を第九条とする。

第六条に見出しとして「(育児休業をした職員の職務復帰後における号給の調整)」を付し、同条中「には、当該育児休業をした期間の二分の一に相当する」を「において、部内の他の職員との均衡上必要があると認められるときは、その育児休業の期間を百分の百以下の換算率により換算して得た」に改め、同条を第八条とする。

第五条の三の見出しを「(育児休業をしている職員の期末手当等の支給)」に改め、同条第一項中「第三十七号」の下に。以下「給与条例」という。「を加え、同条第二項及び第三項中「職員の給与に関する条例」を「給与条例」に改め、同条を第七条とする。

第五条の二の見出しを「(育児休業に伴う任期付採用に係る任期の更新)」に改め、同条を第六条とする。

## 附則

### (施行期日)

- 1 この条例は、平成二十年四月一日から施行する。ただし、第六条の改正規定(「には、当該育児休業をした期間の二分の一に相当する」を「において、部内の他の職員との均衡上必要があると認められるときは、その育児休業の期間を百分の百以下の換算率により換算して得た」に改める部分に限る。以下同じ。 ) 及び第九条の改正規定(同条を第二十四条とする部分を除く。 ) 並びに次項及び附則第三項の規定は、公布の日から施行する。  
(育児休業をした職員の職務復帰後における号給の調整に関する経過措置)

- 2 この条例(第六条の改正規定に限る。 ) による改正後の職員の育児休業等に関する条例(以下「改正後の条例」という。 ) 第六条の規定は、育児休業をした職員が平成十九年八月一日以後に職務に復帰した場合における号給の調整について適用し、育児休業をした職員が同日前に職務に復帰した場合における号給の調整については、なお従前の例による。

- 3 平成十九年七月三十一日において現に育児休業をしている職員が職務に復帰した場合における改正後の条例第六条の規定の適用については、同条中「百分の百以下」とあるのは、「百分の百以下(当該期間のうち平成十九年八月一日前の期間については、二分の一)」とする。

### (職員の給与の特例に関する条例の一部改正)

- 4 職員の給与の特例に関する条例(平成十四年三月青森県条例第五十三号)の一部を次のように改正する。

第二条第一号中「第十条」を「第二十五条」に改める。

青森県企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。



平成十九年十二月十九日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県条例第八十四号

青森県企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例

青森県企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和四十一年十二月青森県条例第八十三号）の一部を次のように改正する。

第十八条第二項中「三歳に満たない」を「小学校就学の始期に達するまでの」に改め、「一部」の下に「（二時間を超えない範囲内の時間に限る。）」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

青森県中小企業振興基本条例をここに公布する。

平成十九年十二月十九日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県条例第八十五号

青森県中小企業振興基本条例

青森県の中小企業は、これまで、生産、流通など本県の経済活動の全般にわたって重要な役割を果たすとともに、地域の経済と雇用を支え、本県の発展と県民生活の向上をもたらしてきた。

しかし、近年、経済活動の国際化、消費者の需要の多様化、急速な少子高齢化、環境面での規制の強化、情報技術の急激な発展等により、本県の中  
小企業は、事業活動の再検討や事業の方向転換の必要に迫られるなど極めて厳しい経営環境に置かれ、活力の低下が懸念される。

このような状況の下、二十一世紀の中で確かな未来を拓く自主自立の青森県をつくり育てるためには、個々の中小企業者の自主的な努力が求められ  
るとともに、厳しい経営環境を乗り越えようと果敢に挑戦する意欲あふれる中小企業者が育ち、持続的に発展していけるよう社会全体で支援してい  
くことが必要である。

ここに、中小企業の振興を県政の重要課題と位置付け、県を挙げて中小企業の振興を図るため、この条例を制定する。

#### (目的)

第一条 この条例は、本県の経済における中小企業の役割の重要性にかんがみ、中小企業の振興について、基本理念を定め、及び県の責務等を明らか  
にするとともに、中小企業の振興に関する施策の基本となる事項を定めることにより、中小企業の振興に関する施策を総合的に推進し、もって本県  
の経済の健全な発展、本県における雇用の場の創出及び県民生活の安定向上に寄与することを目的とする。

#### (中小企業者の範囲)

第二条 この条例において「中小企業者」とは、おおむね中小企業基本法（昭和三十八年法律第百五十四号）第二条第一項各号に掲げる者であつて、  
県内に事務所又は事業所を有するものをいう。

#### (基本理念)

第三条 中小企業の振興は、中小企業者の自主的な努力と創意工夫を尊重して推進されなければならない。

2 中小企業の振興は、豊富な人材、多様な技術、豊かな自然その他の県内各地域が有する資源の持続的な活用を図ることにより推進されなければな  
らない。

(県の責務)

第四条 県は、前条に定める中小企業の振興についての基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、中小企業の振興に関する総合的かつ戦略的な施策を策定し、及びこれを実施するものとする。

2 県は、中小企業の振興に関する施策を実施するに当たっては、国、他の地方公共団体、大学等、金融機関、中小企業に関する団体その他の関係機関との連携に努めるものとする。

3 県は、工事の発注、物品及び役務の調達等に当たっては、予算の適切な執行に留意しつつ、中小企業者の受注の機会の増大に努めるものとする。

(中小企業者の努力)

第五条 中小企業者は、基本理念にのっとり、経済的社会的環境の変化に対応して、自主的にその経営の向上に努めなければならない。

2 中小企業者は、雇用の促進、その事業活動を担う人材の育成、福利厚生の実施その他雇用環境の整備に努めなければならない。

3 中小企業者は、その事業活動を通じて、地域社会への貢献に努めなければならない。

(県民の理解及び協力)

第六条 県民は、中小企業の振興が本県の経済の健全な発展、本県における雇用の場の創出及び県民生活の安定向上に寄与することを理解するとともに、県が実施する中小企業の振興に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(基本方針)

第七条 県は、次に掲げる基本方針に基づき、中小企業の振興に関する施策を実施するものとする。

一 中小企業の事業活動を担う人材の育成及び確保を図ること。

二 中小企業の経営基盤の強化を図ること。

- 三 効果的な融資制度の充実等により中小企業に対する資金の供給の円滑化を図ること。
- 四 中小企業の創業及び新たな事業の創出の促進を図ること。
- 五 中小企業が行う技術開発、新製品の開発及び新たな事業の分野への進出の推進を図ること。
- 六 中小企業の受注の能力の向上及び受注の機会の増大を図ること。
- 七 中小企業の販路の開拓の推進を図ること。
- 八 中小企業の国際的視点に立った事業展開の推進を図ること。

(市町村への支援)

第八条 県は、市町村が中小企業の振興に関する施策を実施する場合には、必要な助言及び協力その他の支援措置を講ずるものとする。

(財政上の措置)

第九条 県は、中小企業の振興に関する施策を推進するために必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(年次報告)

第十条 知事は、毎年、議会に、第七条に定める基本方針に基づいて実施した施策のうち主なものに関する報告を提出しなければならない。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第十条の規定は、平成二十年四月一日から施行する。

青森県議会議員報酬及び費用弁償の額並びにその支給条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十九年十二月十九日

青森県条例第八十六号

青森県議会議員報酬及び費用弁償の額並びにその支給条例の一部を改正する条例

青森県議会議員報酬及び費用弁償の額並びにその支給条例（昭和二十五年七月青森県条例第四十六号）の一部を次のように改正する。

第三条及び第四条を次のように改める。

第三条 議員の報酬は、その資格取得の日から支給する。

2 議員がその職を失ったときは、その日まで報酬を支給する。ただし、死亡したときは、その月まで報酬を支給する。

3 議員が議長又は副議長の職に就いたときは、その日から議長又は副議長の報酬を支給し、議長又は副議長がこれらの職を失ったときは、その日から議員の報酬を支給する。ただし、議長又は副議長が死亡したときは、その月まで議長又は副議長の報酬を支給する。

4 前三項の規定により報酬を支給する場合であつて、月の初日から支給するとき以外るとき、又はその月の末日まで支給するとき以外るときは、その報酬の額は、その月の現日数を基礎として日割りによつて計算する。

第四条 削除

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(発行所・発行人)  
青森市長島一丁目一番一  
号  
青森県

(印刷所・販売人)  
青森市第一問屋町三丁目番七  
七号  
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行  
定価小口一枚二付十五円一銭